

審査メモで示された論点に対する回答

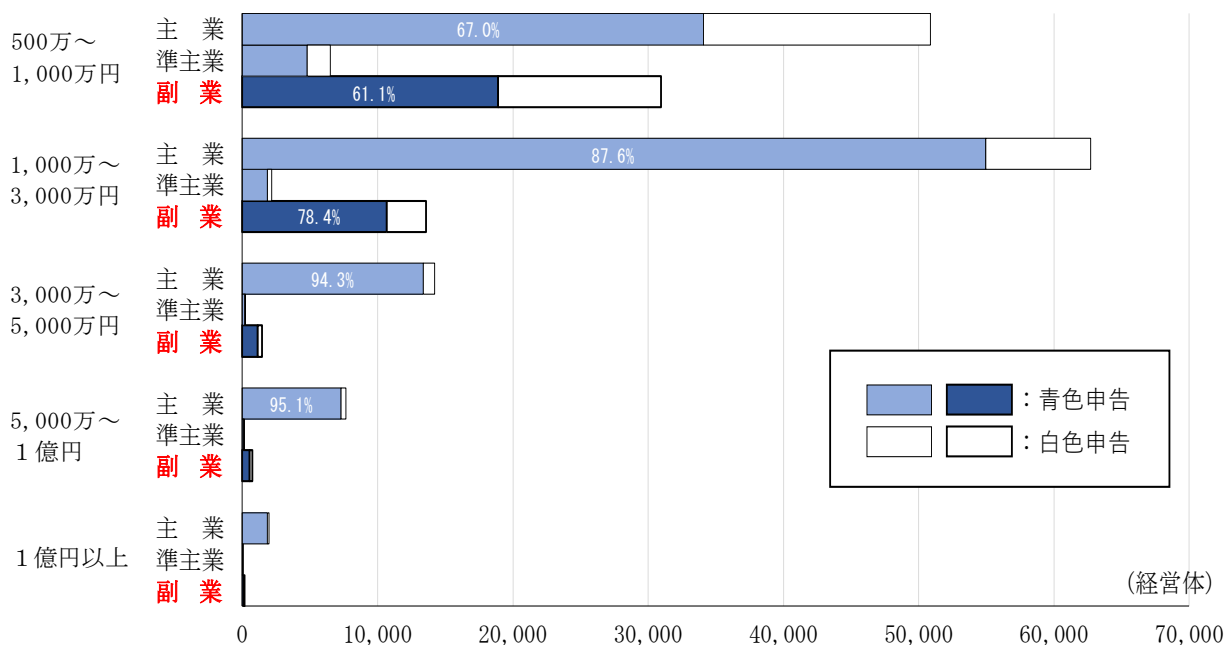
(R3.7.1 農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課)

1. 税務申告方法別（青色申告・白色申告）、農産物販売金額規模別のクロス集計により、副業的経営体がどの程度青色申告に対応しているか明らかにされたい。

(答)

- 1 税務申告方法別に農業経営体の分布状況について、2020年農林業センサス結果により集計した結果（グラフ及び表）は次のとおりである。
- 2 これによれば、500～1,000万円の区分では、副業的経営体の約6割（61.1%）が青色申告を実施している。
- 3 同様に1,000万円以上の区分では、副業的経営体の約8割（78.2%）が青色申告を実施している。

農産物販売金額別にみた主副業別・税務申告別の農業経営体数



注：農林業センサスの経営体数を青色申告の有無別に特別集計した結果である。

副業的経営体に占める青色申告実施者の割合

	副業的経営体数	うち青色申告者	青色申告割合
500万～1,000万円	30,940	18,912	61.1%
1,000万円以上	15,938	12,470	78.2%

## 2. 調査対象の補充選定について

(答)

- 1 調査対象の補充選定については、別紙のとおり実施しており、同一属性のサンプルサイズは（5年間）固定としている。
- 2 また、前回産業統計部会において該当区分が変更になる調査対象経営体の補充選定に当たり、元の経営体の継続サンプルとして極力考慮頂きたいと意見を頂いたが、個人・法人間の移動や、個人経営体内（主業・準主業・副業的）の移動について下記例示のような形での運用が可能と考える。

(例)

個人から法人になった経営体があり、当該経営体と同一地域で法人経営体の脱落があった場合には、当該経営体を法人の補充サンプルとすることで、継続した経営体として調査が可能。調査を継続的に実施した旨は、二次利用にて確認が可能。

- 3 なお、パネルデータとして利用可能となるための指標情報等は、主に次のとおりである。

(1) 経営体の経過を「センサス時点」と「調査年」とで追跡可能な指標情報

- ア 営農類型区分
- イ 規模区分
- ウ 主副業区分
- エ 認定農業者区分
- オ 青色申告区分
- カ 単一・複合区分

(2) センサス時点から固定されている指標情報

- ア 農業地域区分（市町村までの判別可能）
- イ 農業地域類型区分（平地、中山間等の区分）

- 4 そのほか、農業経営統計調査の調査対象経営体の基本指標番号を農林業センサスと共通化しており、これを提供することで、農林業センサスとリンクして分析が可能となるよう、併せて提供してまいりたい。

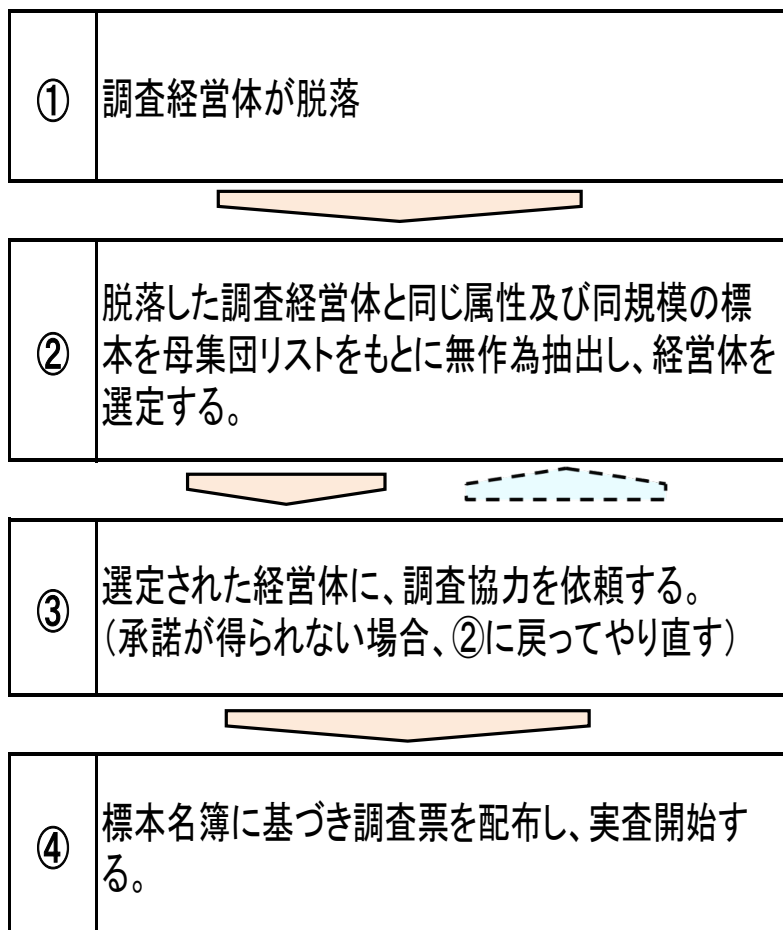
3 経営統計調査のGDPへの利活用について、調整状況いかに。

(答)

- 1 経営統計調査の集計結果（営農類型別経営統計）のGDP統計（年次推計）における利活用について、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部（以下「計算部」という。）に確認したところ、営業余剰・混合所得、雇用者報酬等を中心に広範な利活用が確認されたところである。
- 2 計算部からは、これら利活用に対して、第1次年次推計への利用が可能な10月中旬までの提供を要望されているところであるが、本統計の公表時期が12月中であることを踏まえると、これまで同様、公表値自体を提供することは極めて困難な状況であると回答している。
- 3 一方、公表前に必要とされるデータを提供することについては、他統計においても類似の事例が存在していることから、経営統計調査においても、新たな取組として、調査票情報の二次的な活用の一環として、前向きに検討したいと考えている。

- 補充選定の基本的な流れは、左図のとおり。
- 前回の産業統計部会でご説明したとおり、選定時から属性が変更した調査経営体は、同一地域及び同一階層で、新たに補充選定を行うこととしている。  
(具体的な取り扱いは、右図のとおり。)

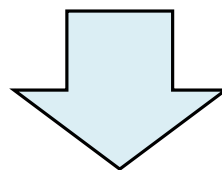
## 【補充選定のフロー】（基本的な流れ）



## （例）個人経営体が法人経営体に変更した場合の補充選定方法

### 【令和4年選定時】

A 経営体  
( 個人 )



### 【令和〇年】

A 経営体  
( 法人 )

※ 経営体の属性が変更

- 1 A経営体の代わりに、同一規模、同一階層の「個人」経営体を補充選定
- 2 A経営体については、次の2つから選択
  - ① 同一地域、同一階層で法人の補充選定が必要な場合は、法人の補充選定対象とする（継続して調査）。
  - ② それ以外は、脱落とする。

※ それ以外の属性変更についても、同様の扱いとする。